

鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有機農業により生産された農産物の有機 J A S 認証取得に向けた取組を維持・拡大するため、有機 J A S の認証及び継続を行う者に対し、予算の範囲内において鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、別表の補助率等が定額のものを除く。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認証機関が発行する有機 J A S 認証の審査結果が分かる書類
- (2) 認証ほ場面積が分かる書類
- (3) 認証手数料が分かる請求書等
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定の通知)

第4条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、適当と認めるときは、鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付決定及び確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 前条の規定による補助金の交付決定及び交付確定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿

屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付請求書（別記第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第 6 条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段による支給を受けた者がいるときは、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（証拠書類の保存）

第 7 条 補助事業者は、補助事業の収支を明らかにした帳簿を整え、収支についての証拠書類を整理し、補助事業の終了後 5 年間は保存しなければならない。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率等
新規取得者支援 （4月1日から 3月31日までの 期間において、新 規に有機JAS 認証を取得する 者に対し認証取 得経費の一部を 補助するもの）	(1) 農業者 (2) 農事組合法人 (3) 農事組合法人以 外の農地所有適格 法人 (4) 特定農業団体 (5) その他農業者の 組織する団体（代 表者の定めがあ り、かつ組織及び 運営についての規 約の定めがあるこ と。以下同じ。） (6) 前5号のいずれ かの農産物生産者 （食品加工は除 く）であって、以下 の要件を全て満た す者 ア 鹿屋市内に住 所又は事業所を 有すること。 イ 事業実施年度 中に有機JAS 認証を取得する こと。	新規取得申請料	定額。ただし、上 限を15千円とす る。

既存取得者の更新支援 （４月１日から３月３１日までの期間において、有機ＪＡＳ認証ほ場面積を更新又は拡大する者に対し、有機ＪＡＳ認証取得経費の一部を補助するもの）	(1) 農業者 (2) 農事組合法人 (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4) 特定農業団体 (5) その他農業者の組織する団体 (6) 前５号のいずれかの農産物生産者（食品加工は除く）であって、以下の要件を全て満たす者 ア 鹿屋市内に住所又は事業所を有すること。 イ 当該年度中に有機ＪＡＳ認証ほ場を更新又は拡大すること。	登録認証機関に対して直接支払う認証に係る手数料等（ただし、審査員の旅費、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シール等は補助の対象としない。）	１／２以内。ただし、上限を個人８７千円、法人・団体１７５千円とする。
--	---	--	---

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付申請書

鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助対象経費

項目	金額（円）
合計	

3 添付書類

- (1) 認証機関が発行する有機 J A S 認証の審査結果が分かる書類
- (2) 認証ほ場面積が分かる書類
- (3) 認証手数料が分かる請求書等
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市有機JAS認証取得支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市有機JAS認証取得支援事業補助金については、鹿屋市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱第4条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付確定額 円

2 交付の条件

鹿屋市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

第3号様式（第5条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号の鹿屋市有機 J A S 認証取得
支援事業補助金交付決定及び交付確定通知に基づく鹿屋市有機 J A S 認証取得支援
事業補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所

氏名 印

鹿屋市長 様

金融機関	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	本店・支店・支所・代理店・出張所
口座区分	1 普通 2 普通 3 その他()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	